

議案六〇号

營造物設置について

別紙の通り營造物を設置するものとする

昭和 三十五年 九月 二十一日 提出

三朝町長 坂出 雅己

昭和 三十五年 九月 二十二日 議決

三朝町議会議長 加藤

幸太郎



原案可決

(別紙)

設置する旨の通知

一 設置の場所

東伯郡三朝町大字三朝字山根七五一番

一 使用目的

弓取地方務局三朝出張所事務所及び住宅として法務省に貸与

一 建物の明細

事務室及び住宅

木造スレート葺

平家建

三〇七五坪

ス 書類倉庫

木造スレート葺

平家建

六〇〇坪

弓取県

議表印